

【福岡県立八幡中央高等学校定時制課程生徒規則】

1 指導方針

- (1) 社会人としてのマナーを守り、自主的、自立的態度を育成する。
- (2) ホームルーム担任を中心に、全職員の相互理解の上、指導を行う。
- (3) 生徒の実態に応じた指導を行う。

2 校内規則

定時制には、様々な年代層・職業の人が学習しています。社会人としての自覚に基づいて行動することを原則とします。

(1) 生活全般について

- ①未成年者の喫煙は厳禁です。
- ②学校敷地内は全面禁煙です。成年者であっても喫煙することはできません。
- ③自家用車やバイクでの通学には、必ず届出・許可が必要です。
- ④許可なく友人などの部外者を校内に立ち入らせてはいけません。
- ⑤校内外を問わず法規に則り暴言や脅迫、暴力行為などの迷惑行為は厳禁です。また、危険物などを校内に持ち込むことや刺青（タトゥー）を入れることも禁止です。
- ⑥上履きは学校で指定されたものを使用します。
- ⑦給食は指定された場所、時間帯でとります。食器や牛乳パックの持ち出しは禁止です。
- ⑧校内の備品やガラスなどを破損した場合は、職員に届け出て、適切な処置をとります。
- ⑨入学式・卒業式・始業式・終業式などの全体の集会において、進行を妨げるような言動は慎み、スマートフォンなど個人の通信機器の電源は切ります。
- ⑩いじめは絶対に許しません。

(2) 授業について

- ①授業は真剣に参加して、学力の向上に努めます。
- ②授業中や考査中はスマートフォンなど個人の通信機器の電源は切ります。
- ③他人の学習を妨げる行為は厳禁です。授業に参加せず部活動をすることは禁止です。

以上の規則に違反した場合、並びに学校の秩序を乱す場合には、学校教育法第11条、福岡県立高等学校学則第22条及び23条に基づき、懲戒処分となります。